

「出席停止に関する申出書」の記入について

学校感染症に罹患し、治癒後、登校する際は、「出席停止に関する申出書」について保護者記入の上、学校へ提出してください。

なお、医療機関にて登校許可証（治癒証明書）等が発行された場合は、そちらをご提出ください。

学校感染症と出席停止期間（学校保健安全法施行規則より）

感 染 症 名	出席停止の期間（以下の基準に基づき主治医が判断）
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質治療終了まで。
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下・額下・舌下の各腺の腫脹が発現後5日を経過し、全身状態が良好になるまで。
風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	症状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認め るまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	
新型コロナウイルス ※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※ 令和5年5月8日より第2種に追加。「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年4月28日）によるものです。

【 問い合わせ先 】

愛知教育大学附属特別支援学校

担当 教頭 ・ 養護教諭

電話 （0564）21-7300